

成田メモリアルパーク永代供養墓(あんしん)使用規則

第1条 (規定)

- この使用規則(以下「本規則」という)は、成田メモリアルパーク(以下「当霊園」という)の指定した墓地施設(以下「永代供養墓」という)と永代供養塔を同時に申込み(以下「同時申込」という)をおこない、申込時に当霊園の管理者を承継者として指名して届け出し、永代供養墓の最終使用者(当該墓所の使用承諾を受けたご本人を含む3名までの使用登録者(以下「使用者」という))が亡くなつた後、遺骨を永代供養塔に改葬して管理者が指定する場所(以下「共同合祀場」という)に合祀し、その遺骨を当霊園の管理者が祭祀者として供養することを規定します。
2. 当霊園17区墓域の使用登録者は2名までとなります。
 3. 宗教法人回向院仏教会及び成田メモリアルパーク管理事務所(以下「管理者」という)が管理者となります。
 4. 同時申込の方は、本規則に従い、定めるところにより管理者から永代供養墓及び永代供養塔の使用承諾を受けてください。
 5. 管理者は、本規則の細則および同時申込関係の費用規定を定めることができます。

第2条 (用語の定義)

- 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
- (1) 本規則の管理者とは成田メモリアルパーク内の墓地施設管理について責任を有する立場にある当事者をいいます。
 - (2) 永代供養塔は、永代に亘り当霊園が合同祭祀をおこなうための共同墓です。
 - (3) 本規則の使用者・使用登録者とは、基本的に永代供養墓の申込者で当霊園から永代使用承諾証を交付された方をいいます。
 - (4) 埋葬(蔵)料とは、ご遺骨を永代供養墓に埋蔵する費用です。
 - (5) 法名(戒名)料とは、法名(戒名)を受戒になる際にかかる費用です。

第3条 (使用目的・使用方法)

- 永代供養墓は、墳墓以外の目的には使用できません。
2. 永代供養墓・永代供養塔は、焼骨以外のものは埋蔵または納骨ができません。
 3. 永代供養塔での使用方法及び供養等の儀式と行事は、次の各号とします。
 - (1) 埋蔵及び供養等に関する儀式と行事は管理者の定める方法のみでおこないます。
 - (2) 管理者は、献花による祭祀を毎月1回おこないます。
 - (3) 永代供養塔で回忌法要・命日法要などをご希望される方は、原則として実施日の1ヶ月前までに管理者に申し出てください。ただし、別途費用がかかります。
 - (4) 遺骨を埋蔵した埋蔵室(納骨堂・共同合祀場)に入ることはできません。
 - (5) 参拝方法は、永代供養塔の正面で、共通の焼香台・献花台を使用しておこないます。

第4条 (使用者の資格手続)

永代供養墓は、使用者の国籍・宗教および宗派を問わず管理者が認めた場合(手続と許可)は、どなたでも使用できます。

2. 使用者は、永代供養墓や永代供養塔を第三者に譲渡、転貸することはできません。
3. 使用者は、管理者の承諾なしで永代供養墓の企画・仕様を変更することはできません。

第5条 (永代使用料・管理料)

永代供養墓の永代使用料とは、期間を定めた永代使用権・管理料・墓石及び永代供養塔で祭祀をおこなう永代供養料とその改葬費用を含むものであり、別に定めるものとします。また時勢により、永代使用料の料金の改定をおこなうことがあります。

2. 永代供養墓の管理料(以下「管理料」という)とは、当霊園の自然環境の整備・園内清掃・墓地内の芝生植栽管理・管理事務所の維持等霊園の維持管理に要する費用で、別途に費用を定め、物価上昇等により料金を改定することがあります。
3. 既に納入済みの永代使用料、管理料、諸費用等はお返しすることはできません。

第6条 (使用手続)

同時申込の方(生前申込み)は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ署名・押印し、必要書類を添えて提出し、管理者の承諾を得てから別途定める費用を納入してください。

2. 同時申込の方は埋葬手続代行者を決定し、管理者に届け出してください。
3. 既にご遺骨をお持ちの方で、同時申込を希望する方は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ署名・押印し、必要書類を添えて提出し、管理者の承諾を得てから別途定める費用を納入してください(この場合申込者と使用者が異なる場合は、その旨ご記入ください。)。

第7条 (永代使用承諾証の交付)

永代使用料・管理料及び別途定める費用が納入されたとき成田メモリアルパーク永代使用承諾証(以下「承諾証」という)を交付します。なお、永代供養墓の使用期間は承諾証記載のとおりとします。

2. 承諾証に変更等が生じたときは、承諾証・変更原因関係書類および所定の費用を添えて、速やかに届けなければなりません。
3. 承諾証を紛失若しくは著しく破損したときは、所定の書類と費用を添えて、再交付を受けなければなりません。
4. 使用者は、住所、氏名及び名義等の変更が生じた場合は速やかに届け出してください。また、埋葬手続代行者に変更があったときも同様です。

第8条 (祭祀の承継)

当霊園の管理者は、永代供養墓の最終使用者が埋蔵された日から申込時に定めた期間終了まで永代供養墓を管理・供養し、その後共同合祀場へ合祀します。

2. 使用者は、その都度、使用者の埋葬手続時に永代供養墓の管理と供養に関する儀式等を管理者と協議して次の各号を選択することができます。
 - (1) 本規則の管理料を支払って使用者が永代供養墓を継続して管理する。
 - (2) 前号の管理料の支払いを停止して、管理者が祭祀者となり永代供養墓を管理する。
3. 前項2号の場合、管理者が、申込時に定めた期間終了まで永代供養墓を管理・供養して期間終了後、遺骨を共同合祀場へ合祀します。

第9条（永代供養墓の管理と供養期間）

- 本規則の管理料を支払って、永代供養墓を普通のお墓としてご利用し、使用者が管理している間は本規則第8条の期間の適用を受けません。
2. 使用者は、善良なる管理者の注意をもって前項の期間中永代供養墓を管理し、これらに要する消耗品及びその付属品等に関する費用を負担します。
 3. 使用者は、永代供養墓が良好な状態を保つように管理し、当該墓所が損傷を受けた時は、使用者は、管理者に通知して、その原因の如何を問わず自己の負担において修繕、修復をしなければなりません。

第10条（埋葬(蔵)と改葬）

- 永代供養墓では、靈園規定の墓地施設を施さずに埋蔵することができません。
2. 永代供養墓では、使用者は、埋蔵および改葬の手続きをおこなう場合は、所轄市区町村長の発行した埋(火)葬許可証若しくは改葬許可証とともに本規則の承諾証と別に定める所定の書類を管理者に提出してください。

第11条（工事基準と制限）

- 承諾証の交付を受けた日から3ヶ月以内までに墓碑・その他の設備工事を管理者とおこなっていただきます。
2. 建墓工事については、墓域環境保持のため、別途定める工事基準及び制限を厳守していただきます。

第12条（使用の取消）

- 使用者が次の各号に該当した場合は、管理者は使用者に書面で通知し催告して、その使用を取り消すことができるものとします。
- (1) 使用者が永代供養墓使用時に1年以上管理料を納入しないとき。
 - (2) 本規則第3条、第4条および第9条に抵触したとき。
 - (3) 使用者が亡くなつてから3年以上埋蔵されないとき。
 - (4) 使用者が、第三者の使用を妨げたり、迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (5) その他、本規則・細則に違反したとき。

第13条（永代供養墓の返還及び解約）

- 管理者は永代供養墓から遺骨を共同合祀場に改葬し、同時にそれに伴い当該永代供養墓は、当靈園に無条件で返還されます。
2. 使用者自身による解約または、前条により永代供養墓の使用を取り消された場合は、次の各号とします。
 - (1) 遺骨が永代供養墓に埋蔵されている期間内であれば解約することができます。ただし、既に最終使用者が埋蔵されて遺骨が共同合祀場に合祀されている場合は、解約及び遺骨の返還をすることはできません。
 - (2) 前号の場合、使用者は、解約届の他に所定の用紙に必要事項を記入のうえ署名・押印(実印)し、必要書類を添えて管理者に提出し、速やかに遺骨を改葬してください。
 - (3) 承諾証を取り消された時は、管理者は、埋蔵されている遺骨を任意に定める場所に改葬し、これに要した費用は使用者の負担とします。従って、新たな第三者に対し、再び当該永代供養墓の使用承諾をしても前使用者及びその利害関係者は一切異議を申し立てることはできません。
 3. 前項の場合、使用者は、墓地を当靈園に無償にて返還し、管理者が墓地内の墓石等構造物を任意に撤去処分してその費用は使用者の負担とします。

第14条（不可抗力による事故の責任）

天変地異等不可抗力、あるいは暴漢、暴動等、第三者の行為による損害については、管理者は一切責任を負いません。

第15条（定めなき事項）

本規則に定めのない事項については、本規則の趣旨に反しない限り、当靈園使用規則(普通墓地、芝生墓地)及び同永代供養塔使用規則に従うものとします。

第16条（規則の変更）

管理者は、関係法令の改正等により必要が生じた場合には、本規則を改正することができます。

以上

附則(施行期日)

本規則は、平成25年3月1日から施行します。